

速度等取締り指針

南陽警察署の速度等取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道13号	6:00~18:00	南陽市元中山地内 ~高畠町糠野目地内	50~60km/h
国道113号	6:00~18:00	南陽市梨郷地内 ~高畠町二井宿地内	50~60km/h
県道1号	6:00~18:00	高畠町塩森地内 ~高畠町佐沢地内	40~50km/h

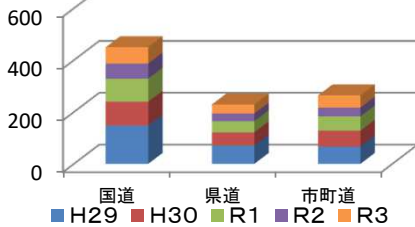
★重点路線以外の場所、時間帯であっても取締りを実施することがあります。

南陽警察署管内における交通事故実態

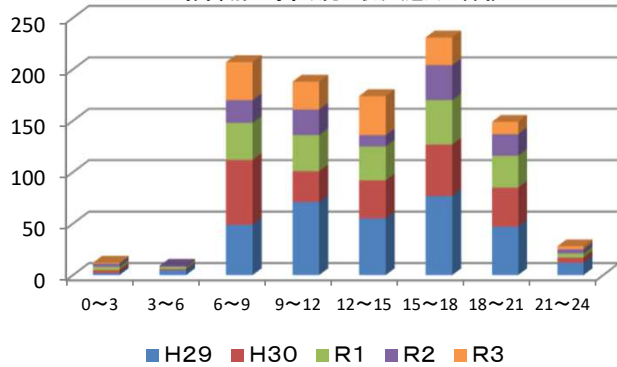
令和3年中の交通事故発生状況(12月末現在)

	発生件数	死者数	負傷者数
令和3年	145	1	181
令和2年	121	3	148
増減	24	-2	33

路線別人身事故発生状況(過去5年間)



時間帯別人身事故発生状況(過去5年間)



1 交通事故の現状(過去5年間、路線別・時間別の特徴等)

- 国道、県道などの幹線道路での事故発生が72%と全体の約7割を占め、午前6時から午後6時までの事故発生が80%と全体の8割を占める。
- 国道、県道などの幹線道路は、県外車を含めた通過交通車両が多数往来し速度が速いことから、一旦交通事故が発生すれば、渋滞等の交通障害や重大な結果を伴う交通事故に発展するおそれが高く、車両の走行速度を抑制する必要がある。
- 過去5年間の国道での交通死亡事故は8件(全12件中)であり、約7割(66.7%)を占めている。幹線道路での死亡事故は過去5年で10件(83.4%)であり、幹線道路での死亡事故発生率が高い。

2 令和4年中の交通事故防止対策

- 公益財団法人国際交通安全学会が公表している定置式速度取締りの効果は、約8キロの地域に8週間もの持続効果があり、交通死亡事故を14%削減し、負傷事故を6%削減させ、パトロールによる取締りの効果は、交通死亡事故を4%削減し、負傷事故を16%削減させる。よって、重点路線において、定置式速度取締りとパトロールによる取締りを併用して実施する。
- 出勤通学時間帯及び薄暮時間帯等、交通量が増加する時間帯において、重点路線における定置式速度取締り

令和3年中の南陽警察署管内における交通死亡事故の発生は1件(前年比-2件)であり、市町道の一時停止標識が設置されている十字路交差点における出会い頭事故である。

重点路線における速度取締りを強化して実施するとともに、市町道を含めた一時不停止、信号無視の交差点関連違反、

その他の交通取り締まり要点、取締り要望等

重点違反及び地域住民の要望に応えた指導取締りの推進

- 最高速度違反、横断歩行者妨害違反、飲酒運転、交差点関連違反(信号無視・一時不停止)、無免許運転、携帯電話使用違反の悪質危険性の高い交通違反取締りを強化する。
- 妨害運転等に起因する交通事故を防止するため、幹線道路等における警戒、取締りを推進する。
- 住民の要望が高い、通学路及び生活道路での速度違反取締りや横断歩行者妨害違反、通行禁止違反(スクールゾーン)の取締りを推進する。

その他の交通事故抑止の具体策

- ◎ 「交通安全ありがとう運動」の推進及び夜光反射材の着用促進
- ◎ 運転免許証自主返納対策とサポカーの普及促進
- ◎ 飲酒運転取締りの強化及び飲酒運転をさせない環境づくりの推進

